

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年9月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程（昭和40年岩手県訓令第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p> <table border="1" data-bbox="167 873 772 1704"> <tr> <td data-bbox="167 873 529 918">[略]</td> <td data-bbox="529 873 772 918">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="167 918 529 1657"> 3 企画室、総務室、総合防災室、政策推進室、地域振興室、科学 I L C 推進室、廃棄物特別対策室、若者女性協働推進室、医療政策室、医師支援推進室、雇用対策・労働室、ものづくり自動車産業振興室、競馬改革推進室及び県産米戦略室の職員（室長並びに政策監、調整監、ふるさと振興監、地域連携推進監、医師支援推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監の担当区分にある職員を除く。） </td> <td data-bbox="529 918 772 1657">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="167 1657 529 1704">[略]</td> <td data-bbox="529 1657 772 1704">[略]</td> </tr> </table>	[略]	[略]	3 企画室、総務室、総合防災室、政策推進室、地域振興室、科学 I L C 推進室、廃棄物特別対策室、若者女性協働推進室、医療政策室、医師支援推進室、雇用対策・労働室、ものづくり自動車産業振興室、競馬改革推進室及び県産米戦略室の職員（室長並びに政策監、調整監、ふるさと振興監、地域連携推進監、医師支援推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監の担当区分にある職員を除く。）	[略]	[略]	[略]	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p> <table border="1" data-bbox="858 873 1463 1704"> <tr> <td data-bbox="858 873 1220 918">[略]</td> <td data-bbox="1220 873 1463 918">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="858 918 1220 1657"> 3 企画室、総務室、総合防災室、政策推進室、地域振興室、科学 I L C 推進室、<u>台風災害復旧復興推進室</u>、廃棄物特別対策室、若者女性協働推進室、医療政策室、医師支援推進室、雇用対策・労働室、ものづくり自動車産業振興室、競馬改革推進室及び県産米戦略室の職員（室長並びに政策監、調整監、ふるさと振興監、地域連携推進監、医師支援推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監の担当区分にある職員を除く。） </td> <td data-bbox="1220 918 1463 1657">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="858 1657 1220 1704">[略]</td> <td data-bbox="1220 1657 1463 1704">[略]</td> </tr> </table>	[略]	[略]	3 企画室、総務室、総合防災室、政策推進室、地域振興室、科学 I L C 推進室、 <u>台風災害復旧復興推進室</u> 、廃棄物特別対策室、若者女性協働推進室、医療政策室、医師支援推進室、雇用対策・労働室、ものづくり自動車産業振興室、競馬改革推進室及び県産米戦略室の職員（室長並びに政策監、調整監、ふるさと振興監、地域連携推進監、医師支援推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監の担当区分にある職員を除く。）	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]												
3 企画室、総務室、総合防災室、政策推進室、地域振興室、科学 I L C 推進室、廃棄物特別対策室、若者女性協働推進室、医療政策室、医師支援推進室、雇用対策・労働室、ものづくり自動車産業振興室、競馬改革推進室及び県産米戦略室の職員（室長並びに政策監、調整監、ふるさと振興監、地域連携推進監、医師支援推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監の担当区分にある職員を除く。）	[略]												
[略]	[略]												
[略]	[略]												
3 企画室、総務室、総合防災室、政策推進室、地域振興室、科学 I L C 推進室、 <u>台風災害復旧復興推進室</u> 、廃棄物特別対策室、若者女性協働推進室、医療政策室、医師支援推進室、雇用対策・労働室、ものづくり自動車産業振興室、競馬改革推進室及び県産米戦略室の職員（室長並びに政策監、調整監、ふるさと振興監、地域連携推進監、医師支援推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監の担当区分にある職員を除く。）	[略]												
[略]	[略]												
備考 改正部分は、下線の部分である。													

附 則

この訓令は、平成28年10月1日から施行する。